

教員各位

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施している
学生の入構制限の例外措置に対する取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在、学生の入構を次の(1)のとおり制限しているところですが、このまま感染状況が悪化しなければ、(2)のとおり入構可能な対象を広げ、7月1日以降は(3)のとおり入構制限を解除することとしております。

そこで、6月14日～6月30日における入構制限の例外措置について、下記のとおり取扱いますので、遺漏のないようにお願いします。

(1) 6月1日～6月13日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、①対面での授業実施が真にやむを得ないと理事（教育・国際担当）が判断した授業受講のために入構する学生、②9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可する。

(2) 6月14日～6月30日（感染状況の悪化を認める場合はこの限りでない。）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、①対面での授業実施が真にやむを得ないと学部長、研究科長又は専攻科長が判断した授業受講のために入構する学生、②学位論文研究を実施する学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可する。

(3) 7月1日以降（感染状況の悪化を認める場合はこの限りでない。）

学生の入構制限を解除する。

記

【申請書及び入構者名簿提出期限】

- 6月14日(月)～20日(日)の入構分は、6月10日(木)12:00までに申請すること。
(以後の変更はできないため入構不可。)
- 6月21日(月)以降の入構分は、1週間単位(月曜日～日曜日)で、前週の木曜日12:00までに申請すること。

【提出方法】

- 研究室単位又は授業科目単位で別紙1「申請書」及び別紙2「入構者名簿（授業については受講者名簿での代替可。）」を作成し、メールにて提出すること。

【提出先】

品川キャンパス：施設課課長補佐 (nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp)

越中島キャンパス：越中島地区事務室管理係 (e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp)

【注意事項】

- 本件は真にやむを得ない理由での例外措置である。研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的な申請は行わないこと。また、申請していることで、学生の登校を義務づけることがないようにすること。
- 各事務担当に提出された「入構者名簿」は、各正門守衛所に配置され、当該名簿に記載のある学生のみ入構が可能となる。入構に際しては本人確認を行うので、必ず身分証明書（学生証等）を提示すること。
- 入構人数や入構時間など、申請の状況と実際の状況に乖離が見られるなど、不適切な申請を行った研究室に対しては、一時的に入構申請を不受理とすることがある。なお、入構申請や守衛所での入構者確認は現行どおり実施するが、入構時と出構時には、学生本人が守衛所において入構者名簿に実績の時刻を記入することとする。
- 入構時刻・出構時刻の記録と申請内容との照合は部門長が行うこととする。
- 「真にやむを得ない用務」以外の行動を厳に慎むこと。
- 用務を終えたならば、直ちに退出し帰宅すること。
- いまだに緊急事態宣言下にあることを十二分に理解して行動すること。